

地方独立行政法人会計基準の改訂について（案）

平成 29 年 3 月 日
地方独立行政法人会計基準等研究会

1 会計基準改訂の経緯

(1) 第 6 次地方分権一括法による制度見直しを踏まえた改訂

平成 28 年に成立した地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 28 年法律第 47 号）において、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）等の一部が改正された。この改正により、公立大学法人について、他法人への出資、債券の発行、大学附属の学校の設置及び設立団体以外の者からの長期借入金を行うことが可能となるとともに、余裕金の運用対象が広がり、安全資産の範囲内で金融債や社債等による運用が可能となった。また、公営企業型地方独立行政法人についても、財投機関債等（特別の法律により法人の発行する債券）による余裕金の運用が可能となった。

これを踏まえ、今般、公立大学法人及び公営企業型地方独立行政法人に関する制度改正に係る会計処理に関して検討を行い、「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」（以下「基準及び注解」という。）の改訂を行うこととした。

(2) 国の独立行政法人会計基準等の動きに対応した改訂

企業会計における退職給付に係る会計処理については、「企業会計基準第 26 号 退職給付に関する会計基準」（改正平成 24 年 5 月 17 日、企業会計基準委員会）及び「企業会計基準適用指針第 25 号 退職給付に関する会計基準の適用指針」（改正平成 24 年 5 月 17 日、企業会計基準委員会）により、退職給付引当金の計上方法の変更等を内容とする改正が行われた。

また、公益法人制度の抜本的改革について、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成 18 年 6 月 2 日法律第 48 号）、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（平成 18 年 6 月 2 日法律第 49 号）及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 18 年 6 月 2 日法律第 50 号）が平成 20 年 12 月に施行し、新公益法

人制度の下、公益法人の類型が新たに定義（一般社団法人、一般社団法人、公益社団法人、公益財団法人）された。

これらを受けて、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」、「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」の改訂経緯及び背景を踏まえつつ、所要の改訂を行うこととした。

2 会計基準改訂の基本的考え方

(1) 第6次地方分権一括法による制度見直しを踏まえた改訂

公立大学法人に関する制度改正においては、公立大学法人に係る財務規定等について、国立大学法人の制度にならった改正が行われており、当該改正に合わせ、「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」も踏まえた会計基準の整備が必要である。

このため、まずは、公立大学法人による他法人への出資が可能とされたことに合わせ、公立大学法人の金銭出資による支出について、キャッシュ・フロー計算書において投資活動によるキャッシュ・フローとして計上するための科目を設けることとした。

次に、公立大学法人による債券の発行が可能とされたことに合わせ、公立大学法人が発行した債券を貸借対照表において負債として計上するための科目を設けるとともに、債券を額面金額と異なる金額で発行した場合の会計処理について、債券発行差額の会計処理の基準を設けることとした。加えて、債券の発行に伴う収支について、キャッシュ・フロー計算書において財務活動によるキャッシュ・フローとして計上するための科目を設けることとした。

なお、今回の公立大学法人に関する制度改正においては、大学附属の学校の設置、設立団体以外の者からの長期借入金及び余裕金の運用に関する改正も行われ、また、公営企業型地方独立行政法人に関する制度改正においても、余裕金の運用に関する改正が行われたが、これらに伴う会計処理については、現行の基準及び注解で対応可能であるため、今回の改訂は不要である。

(2) 国の独立行政法人会計基準等の動きに対応した改訂

退職給付引当金の計上方法の変更等について、まず、年金財政計算上の「過去勤務債務」とは異なることを明瞭にするため、「未認識過去勤務債務」を「未認識過去勤務費用」に名称変更することとした。次に、企業会計基準の連結貸借対照表上においては、未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異について即時認識が求められているところであるが、地方独立

行政法人会計の連結貸借対照表上においては、未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異は遅延認識とする取扱いを明記することとした。そして、退職給付債務の割引計算における割り引く期間としては、退職給付の支払見込日までの期間が適当と考えられるところ、現行の地方独立行政法人会計は、必ずしもこれと一致しない退職日までの期間を前提とした定めを置いていたことから、そうした部分を削除することとした。また、未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異の遅延認識について、「費用処理」と「償却」の単語が用いられていたことから、「費用処理」という単語に統一することとした。さらに、退職給付債務に係る退職給付見込額の期間帰属方法として、「給付算定式基準」を導入し、「期間定額基準」との選択適用を認めることとし、割引率の取扱いを見直しすることとした。

新公益法人制度については、新たな法人類型に基づく名称変更を行うこととした。

3 適用時期

改訂後の基準及び注解は、地方独立行政法人法等の一部改正に関する規定の施行に合わせ、国の独立行政法人会計基準等の動きに対応した内容も含め、平成29事業年度から適用することが適切である。